

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の件（概要）

土地区画整理法の規定により、都道府県又は市町村が事業を施行する場合は、事業計画に合わせて条例で施行規程を定め、事業名称や施行地区、その他事業の実施に必要な事項を定める必要がある。（土地区画整理法第 5 2 条、第 5 3 条）

このたび施行地区の追加、削除および法令の改正に伴う変更が生じたため、条例で施行規程を改正する。

1. 改正内容及び理由

①土地区画整理事業施行地区の追加

- ・「鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業」を施行規程に追加する。
- ・当地区の土地区画整理審議会にかかる委員の定数を施行規程に定める。

<理由>

- ・土地区画整理法第 5 2 条及び第 5 3 条の規定により、鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業に関する事項を施行規程に位置づける必要があるため。

②土地区画整理事業施行地区の削除

- ・以下の 3 地区を施行規程から削除する。

削除する地区	換地処分公告日	清算業務完了年度
河原地区（東工区） （西工区）	H 3.7.1 H13.11.9	平成 24 年度
東部新都心地区	H16.3.29	平成 20 年度
上沢地区	H13.7.30	平成 24 年度

- ・削除する地区に関する施行規程の条文（第 5 条第 1 項第 1 号及び第 4 号）を削除する。

<理由>

- ・すでに換地処分済みの地区で清算金徴収等の事業に関する業務が完了したため。

③法令の改正に伴う清算金の利子の利率の改正

- ・施行規程第 2 3 条に規定する清算金にかかる利子の利率を下記のとおり変更する。（下線が変更箇所）

	変更前	変更後	参考
分割交付の場合	<u>年 6 パーセント</u>	<u>法定利率</u> ※ ¹	※1：3% ※2：0.005%
分割徴収の場合	<u>年 6 パーセント</u> および 財政融資資金法により定める利率※ ² のいずれか低い率	<u>法定利率</u> ※ ¹ および 財政融資資金法により定める利率※ ² のいずれか低い率	(R4.2 現在)

<理由>

- ・土地区画整理法施行令第 6 1 条第 1 項が改正され、清算金にかかる利子の利率が従前「年 6 パーセント」であったものが、「法定利率」へと変更されたため（令和 2 年 4 月 1 日施行）。

2. 施行予定日

鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業に係る土地区画整理法第 5 5 条第 9 項の規定による事業計画の決定の公告があった日から施行する。

ただし、③の利率改正は公布の日から施行する。

(参考)

・**土地区画整理法第 52 条第 1 項**

都道府県又は市町村は、第三条第四項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、その事業計画において定める設計の概要について、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

・**土地区画整理法第 53 条**

前条第一項の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。

2 前項の施行規程には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 土地区画整理事業の名称
- 二 施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称
- 三 土地区画整理事業の範囲
- 四 事務所の所在地
- 五 費用の分担に関する事項
- 六 保留地を定めようとする場合においては、保留地の処分方法に関する事項
- 七 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項（委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。）
- 八 その他政令で定める事項

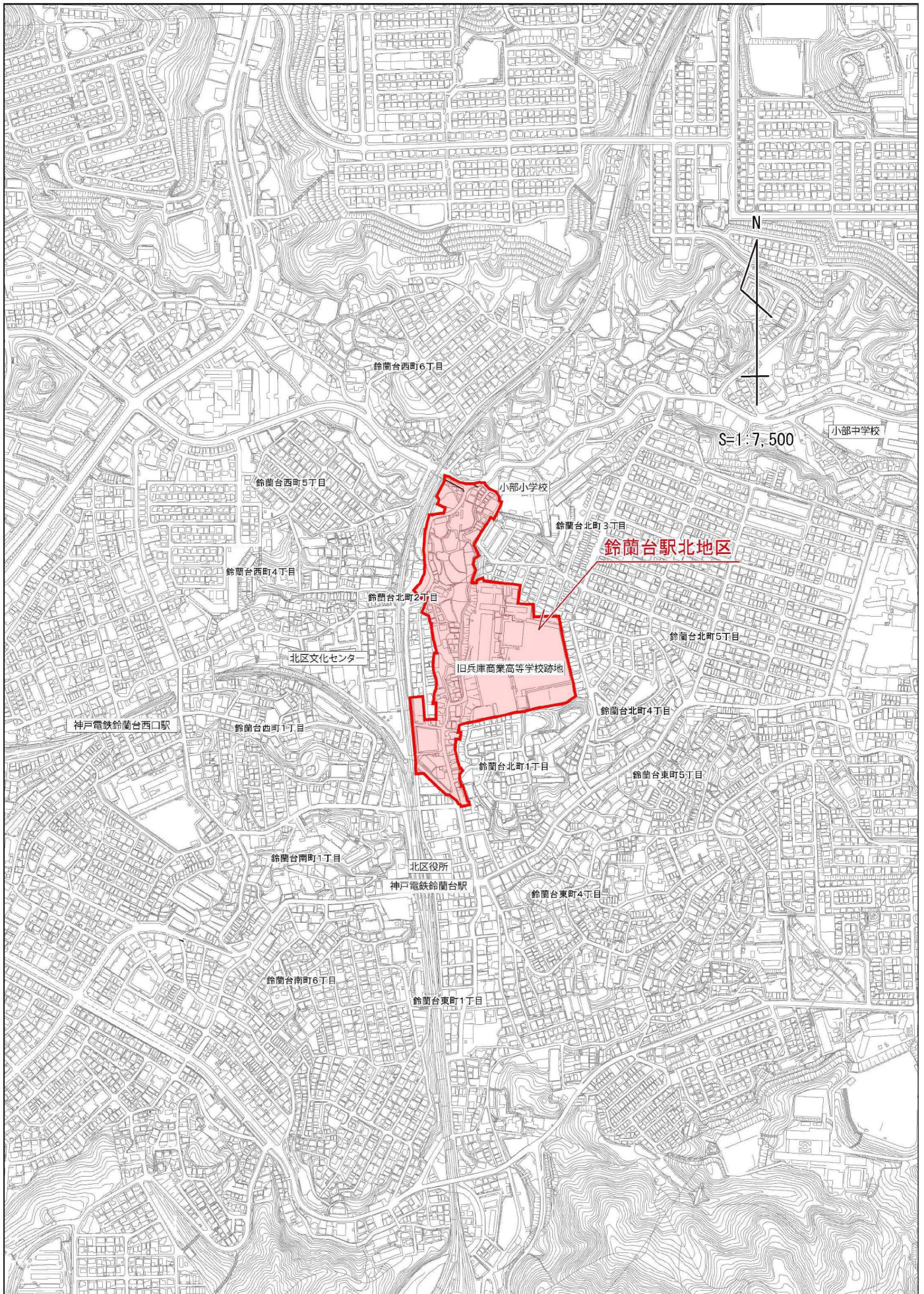
・**土地区画整理法第 55 条第 9 項**

都道府県又は市町村が第五十二条第一項の事業計画を定めた場合においては、都道府県知事又は市町村長は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

・**土地区画整理法施行令第 61 条第 1 項**

法第百十条第二項の規定により清算金（法第百十一条の規定により相殺することができる場合においては、その相殺をした後の残額。以下この条において同じ。）を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第百三条第四項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあつては、当該法定利率以内で規準、規約、定款又は施行規程で定める率）とし、第一回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業 施行区域



第94号議案

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の
件

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例
神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程（昭和55年6月条例第26号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び
第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（費用の負担）</p> <p>第5条 事業に要する費用は、次に掲 げるものをもつて充てるほか、本市 が負担する。</p> <p><u>(1)</u>、<u>(2)</u> [略]</p>	<p style="text-align: center;">（費用の負担）</p> <p>第5条 事業に要する費用は、次に掲 げるものをもつて充てるほか、本市 が負担する。</p> <p><u>(1) 法第96条第2項の規定により定 める保留地の処分金（神戸国際港 都建設事業東部新都心地区土地区 画整理事業に限る。）</u></p> <p><u>(2)</u>、<u>(3)</u> [略]</p>

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第23条 施行者は、徴収し、又は交付すべき清算金の額が1万円以上である場合は、次の表の左欄に掲げる清算金の額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間を限度として分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあつては、別表第1に規定する事業につきそれぞれ当該事業に係る法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により約定期間を5年とする財政融資資金預託金に付される利子に係る財務大臣が定める利率又は当該法定利率のいずれか低い率）とする。

(4) 日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項第1号の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）に基づく日本国有鉄道が負担する費用（神戸国際港都建設事業河原地区土地区画整理事業に限る。）

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第23条 施行者は、徴収し、又は交付すべき清算金の額が1万円以上である場合は、次の表の左欄に掲げる清算金の額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間を限度として分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセント（分割徴収する場合にあつては、別表第1に規定する事業につきそれぞれ当該事業に係る法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により約定期間を5年とする財政融資資金預託金に付される利子に係る財務大臣が定める利率又は年6パーセントのいずれか低い率）とする。

[略]

2～12 [略]

別表第1 (第2条関係)

事業の名称及び工区の名称	施行地区及び工区に含まれる地域の名称	
神戸国際港都建設事業 浜山地区土地地区画整理事業	神戸市兵庫区	御崎町1丁目の一部、御崎町2丁目の一部、浜中町1丁目の一部、浜中町2丁目の一部、浜山通5丁目的一部分、浜山通6丁目的一部分、吉田町1丁目的一部分、吉田町2丁目的一部分、吉田町3丁目的一部分、金平町1丁目、金平町2丁目的一部分及び高松町的一部分
神戸国際港都建設事業 鈴蘭台駅北地区土地地区画整理事業	神戸市北区	鈴蘭台北町1丁目的一部分、鈴蘭台北町2丁目的一部分及び鈴蘭台北町3丁目的一部分

[略]

2～12 [略]

別表第1 (第2条関係)

事業の名称及び工区の名称	施行地区及び工区に含まれる地域の名称	
神戸国際港都建設事業 河原地区土地地区画整理事業	神戸東区	神戸市灘区 千旦通1丁目的一部分、千旦通2丁目、千旦通3丁目、千旦通4丁目、上河原通1丁目的一部分、上河原通2丁目的一部分、上河原通3丁目的一部分及び上河原通4丁目的一部分
	神戸西区	神戸市灘区 水道筋1丁目的一部分、水道筋2丁目的一部分、水道筋3丁目的一部分、岸地通1丁目的一部分、岸地通2丁目、岸地通3丁目的一部分、大内通1丁目的一部分、大内通2丁目、大内通3丁目、大内通4丁目的一部分、泉通1丁目、泉通2丁目、泉通3丁目、泉通4丁目的一部分、灘北通1丁目、灘北通2

		丁目、灘北通 3 丁目、 灘北通 4 丁目の一部、 灘南通 1 丁目の一部、 灘南通 2 丁目の一部、 灘南通 3 丁目の一部 及び灘南通 4 丁目の一 部
神戸国 際港都 建設事 業東部 新都心 地区土 地区画 整理事 業	神戸 市灘 区	岩屋南町の一部、味泥 町の一部、灘浜町の一 部及び日出町の一部
	神戸 市中 央区	脇浜海岸通の一部
神戸国 際港都 建設事 業上沢 地区土 地区画 整理事 業	神戸 市兵 庫区	松本通 1 丁目の一部、 上沢通 1 丁目の一部、 上沢通 2 丁目、上沢通 3 丁目、上沢通 4 丁 目、上沢通 5 丁目、上 沢通 6 丁目、上沢通 7 丁目及び上沢通 8 丁 目
神戸国 際港都 建設事 業浜山	神戸 市兵 庫区	御崎町 1 丁目の一部、 御崎町 2 丁目の一部、 浜中町 1 丁目の一部、 浜中町 2 丁目の一部、

地区土 地区画 整理事 業	浜山通 5 丁目の一部、 浜山通 6 丁目の一部、 吉田町 1 丁目の一部、 吉田町 2 丁目の一部、 吉田町 3 丁目の一部、 金平町 1 丁目、金平町 2 丁目の一部及び高 松町の一部
------------------------	---

別表第 2 (第 6 条関係)

事業の 名称及 び工区 の名称	審議 会の 名称	委員の 定数 (人)	選挙す べき委 員の数 (人)	学識経 験者の うちか ら選任 すべき 委員の 数 (人)
神戸国 際港都 建設事 業 浜山 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 浜山 地区 土地 区画 整理 審議	10	8	2

別表第 2 (第 6 条関係)

事業の 名称及 び工区 の名称	審議 会の 名称	委員の 定数 (人)	選挙す べき委 員の数 (人)	学識経 験者の うちか ら選任 すべき 委員の 数 (人)
神戸東 国際工 港都区 建設事 業 河原 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 河原 地区 東工 区土 地区 画整	10	8	2

	会			
神戸国 際港都 建設事 業鈴蘭 台駅北 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 鈴蘭 台駅 北地 区土 地区 画整 理審 議会	10	8	2

	理審 議会			
	西神戸 工区 国際 港都 建設 事業 河原 地区 西工 区土 地区 画整 理審 議会	10	8	2
神戸国 際港都 建設事 業東部 新都心 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 東部 新都 心地 区土 地区 画整 理審 議会	12	10	2

	神戸国 際港都 建設事 業上沢 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 上沢 地区 土地 区画 整理 審議 会	10	8	2
	神戸国 際港都 建設事 業浜山 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 浜山 地区 土地 区画 整理 審議 会	10	8	2

附 則

(施行期日)

- この条例は、神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第9項の規定による事業計画の

決定の公告があった日から施行する。ただし、第23条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日の前々日までに土地区画整理法第103条第4項の規定による公告があった場合における同法第110条第2項の規定による分割徴収に係る清算金に付すべき利子の利率については、この条例による改正後の神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程第23条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業を施行する等に当たり、施行規程を改正する必要があるため。